

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 瑞穂町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.2%
全職員	69.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.6%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	95.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.4%
31～35年	85.6%
26～30年	81.1%
21～25年	90.4%
16～20年	84.6%
11～15年	81.0%
6～10年	94.6%
1～5年	90.7%

【説明欄】

1 任期の定めのない常勤職員について

給与の額に含まれる扶養手当の受給者の約93%が男性職員です。また、育児休業中や子育て中に伴う部分休業の取得による給与の減額や時間外勤務の抑制を行う女性職員に対する支給額は相対的に少なくなっています。こうした受給状況の差等が男女の給与の差異に影響を与えています。

2 任期の定めのない常勤職員以外の職員について

任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員を合計したものとなっています。また、任期付職員及び再任用職員には女性の該当者はいません。会計年度任用職員のみは91.2%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。